

大庭台墓園墓所普通墓地再募集のご案内

使用者から返還された墓地区画について募集を行います。使用申込みには資格制限があります。内容をよくご確認のうえ、お申込みください。

※今回募集する区画は、令和7年度再募集にて使用者が決定しなかった区画です。

1 墓所の種別、使用料及び管理料

| 種別 | 面積 | 区画数 | 使用料（非課税） | 管理料（年額・税込み） |
|------|------------------|-----|-------------|-------------|
| 普通墓地 | 4 m ² | 16 | 720,000 円 | 8,074 円 |
| | 6 m ² | 3 | 1,100,000 円 | 12,111 円 |

- (1) 使用料は使用開始時のみご納付いただきます。
- (2) 管理料は大庭台墓園の施設維持管理のため、毎年度、ご納付いただきます。年度の途中からご使用される場合には、使用開始月からその年度の3月までの管理料を月割り計算し、納付していただきます。
- (3) 墓石建立工事（使用者による施工）に要する費用が別途必要です。
- (4) 募集区画は、全て返還墓地です。
※現状渡しのため、墓石建立時に現場合わせが必要となる場合があります。
※普通墓地を申込みされる方は、大庭台墓園墓所管理事務所にて現地の実測図をご確認のうえ、お申込みください。
- (5) 申込みできるのは遺骨の祭祀の主宰者（喪主等）で、**1世帯1区画**です。
※1世帯で2区画以上（既に区画を有している場合も含みます）の申込みをした場合、資格を取消します。
- (6) 募集区画は、代々引き継いでいただく（承継）タイプの墓所です。親族とよくご相談のうえ、お申込みください。

2 申込資格

次の(1)～(5)すべてに該当することが必要です。

- (1) 申込者本人が必要書類提出日時時点で1年以上継続して藤沢市に住民登録していること。
- (2) 遺骨の祭祀の主宰者（喪主等）であること。
※1遺骨に複数の祭祀の主宰者は認めません。
- (3) 現に遺骨をお持ちの方で、自宅に保管、又は寺院等に仮安置している方。
※他の墓地等に埋葬してある遺骨を当墓地に改葬する場合は申込みできませんが、分骨による埋葬の場合は申込みできません。
- (4) 使用開始日から1年以内に遺骨を埋蔵できる方。
- (5) 現在、大庭台墓園（合葬納骨壇を除く）及び西富墓地の使用許可を受けていないこと（同一世帯者を含みます）。

3 遺骨の範囲（申込時）

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 親
- (4) 兄弟姉妹 （以下①～③のいずれかの条件を満たす兄弟姉妹であることに限ります）
 - ①生涯独身で死亡した。
 - ②婚姻後、子のないまま離婚し死亡した。又は子がなく配偶者と死別した。
 - ③子や妻がいたが、申込者が死亡届を提出し、火葬執行した。

4 募集区画

大庭台墓園墓所管理事務所又は福祉総務課にて配布をしている募集区画一覧、又は市ホームページにてご確認ください。申込み状況に応じて、随時更新を行います。

5 申込方法

- (1) 必ず募集区画及び現地を確認のうえ、希望の区画を決定してから、**仮予約**をしてください。
※仮予約は先着順です。原則、お電話での申込みをお願いします。
※市ホームページにて随時募集区画の更新を行いますが、仮予約の受付時点で募集区画が異なる場合があります。ご了承ください。

電話番号：大庭台墓園墓所管理事務所 0466-87-3557

- (2) 仮予約から3週間以内に「6 申込みに必要な書類」を大庭台墓園墓所管理事務所（平日・土日祝日も受付）又は福祉総務課（平日のみ受付）にご提出ください。
受付時間：午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）
※3週間を過ぎた場合、仮予約の資格を取消します。
※仮予約の資格を取消された場合又はご自身でキャンセルされた場合、同区画についての次の仮予約は、1週間後から受付します。

6 申込みに必要な書類 ※すべて原本が必要です

- (1) 住民票（提出日前1カ月以内に発行されたもので、本籍、続柄が記載された世帯全員のもの）
- (2) 戸籍謄本等…申込者と埋葬予定者との続柄を証明できるもの。
- (3) 埋火葬許可証（改葬の場合は、「埋蔵証明書」又は「改葬許可証」）
※改葬・・・現在ほかの墓地に埋葬している遺骨を当墓地に埋葬する場合。
「埋蔵証明書」は現在遺骨を埋葬している墓地の管理者に、「改葬許可証」は現在遺骨を埋葬している墓地が存する市区町村役場に請求してください。
※実際に遺骨を当墓地に埋葬するときは、改葬許可証が必要です。改葬許可証は埋蔵証明書をもとに発行するため、改葬許可申請時には改めて埋蔵証明書が必要です。なお、申込時に提出いただいた埋蔵証明書の原本はお返しします。
※死胎児（妊娠12週（4カ月）以降の死産）については、埋火葬許可証、埋蔵証明書（申込者との関係がわかるもの）又は改葬許可証が必要です。
- (4) 遺骨が親・兄弟姉妹の場合、祭祀の主宰者（喪主等）であることを証明できるもの（会葬礼状、★誓約書等）。
- (5) 遺骨が兄弟姉妹の場合、「3 遺骨の範囲（申込時）」に合致していることが確認で

きる戸籍謄本等。

- (6) ★誓約書（1年以内に埋葬又は改葬する旨）
- (7) ★大庭台墓園墓所使用許可申請書

※★印の書類については、窓口にて記入していただきます。

7 使用者の決定等

- (1) 申込書類提出後、資格審査を行います。資格審査後、使用予定者に「大庭台墓園墓所使用許可決定通知書」及び使用料、管理料の納入通知書を郵送します。納期限までに納付してください。
※使用料等が納期限を経過しても納付されない場合は、使用許可を取消しますのでご注意ください。
- (2) 使用料及び管理料を納付された方に「大庭台墓園墓所使用許可証」を交付します。納付を確認できる領収書等を大庭台墓園墓所管理事務所又は福祉総務課にご持参ください。
- (3) 墓所の使用開始日は、申込書類提出日の翌月1日（※1月のみ4日）です。

～墓所使用上の制限と注意事項をよくお読みのうえ、お申込みください～

墓所使用上の制限

- (1) 墓所を使用する権利を、相続などの理由で承継する場合を除いて、譲渡及び転貸することはできません。また、区画の変更もできません。
- (2) 人の焼骨を埋蔵する目的以外は使用できません（ペット埋蔵不可）。
- (3) 墓碑は、**1墓所1墓石**で、**使用者の氏名は必ず刻字**してください。
- (4) 墓碑その他の設備の工事を行う場合は、事前に市長に申請し、承認を受けてください。
- (5) 普通墓地は、隣接区画との境界を石材等で区切り、排水措置を講じ、カロート（納骨設備）を設けてください。
- (6) 墓石工事は、別に定める基準及び注意事項に基づき、墓所の使用開始日以降に着手してください。

墓所使用上の注意事項

- (1) 「使用許可証」は、大切に保管してください。
「使用許可証」は墓石等の工事、遺骨の埋葬等、墓所の使用に関わる各種手続きの際に必要です。
- (2) 墓所内の管理について
 - ①墓所の使用者は、自己管理となる墓所内（使用区画内）を清潔にするよう努めてください。普通墓地の場合、使用区画内に植えた植物や雑草の手入れ、劣化による墓石等の修理などの維持管理を行い、隣接墓所に影響することのないようにしてください。
 - ②園内の野生小動物（カラス、ネコ、タヌキ等）により、お供物が散乱される場合があります。飲み物・食べ物等のお供物はお持ち帰りください。
- (3) 納骨や遺品を埋葬するときは、必ず届出をしてください。埋葬の手続きを行わないと、**埋葬の事実が記録されません**。また、**遺骨は必ず骨壺に納めて納骨**してください。
- (4) 使用許可の取消し
次のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取消すことがあります。
 - ア 使用者が死亡し、使用者の地位を承継する者がいないとき。
 - イ 使用者が管理料を2年間納めないとき。
 - ウ 使用者が許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。
 - エ 使用者が使用料を納付しないとき。
 - オ 使用者が不在となり、その生死不明の状態が7年間継続したとき。
 - カ 使用開始日から1年を経過しても遺骨を埋葬しないとき。
 - キ 使用者が使用墓所を他の者に貸し、又はその使用する権利を他の者に譲渡したとき。
 - ク 偽りその他不正な手段により、藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例（以下「条例」という。）の規定による許可又は承認を受けたとき。
 - ケ その他条例及び同条例施行規則の規定に違反したとき。
- (5) 墓所の返還について
墓所を使用しなくなったときは、当該墓所を原状に回復して返還届に使用許可証及び必要書類を添えて提出してください。なお、既納の使用料及び管理料等は、原則としてお返しできません。
- (6) 大庭台墓園の利用時間は、通常、午前8時30分から午後5時までです。
大庭台墓園への車の出入りも、同じく午前8時30分から午後5時までです。
- (7) 施設管理について
大庭台墓園は都市公園を兼ねた施設です。墓参者以外の方も利用ができることをご理解ください。なお、墓所管理者（藤沢市）は、次の事由によって生じる使用墓所内の諸設備等の盗難、紛失、破損等の損害についての責任は負いかねます。
 - ア 第三者による不法行為
 - イ 地震、噴火、洪水、津波、台風等の自然災害